

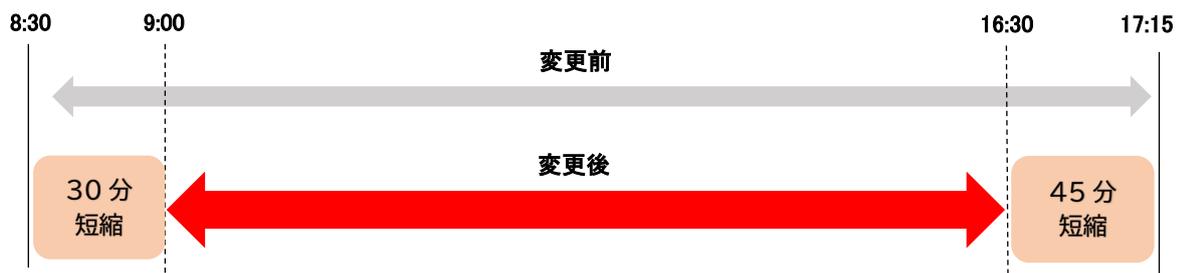
役場・保健センターの開庁時間(窓口受付)が 令和8年4月10日(金)から 変更となります



開庁時間の変更

【変更前】 **8時30分 ~ 17時15分**

【変更後】 **9時00分 ~ 16時30分**



※ 職員の勤務時間に変更はありません。

★よくあるご質問

Q1：なぜ変更するの？

A1：窓口利用者の少ない時間帯において開庁時間を短縮し、更なる業務の効率性を高めることで、「業務効率化・サービス品質向上に向けた取組の推進」及び職員の「働き方改革の推進」を目的として、庁舎等の開庁時間の見直しを図ります。

Q2：変更することによる影響は？

A2：来庁者数の調査を行ったところ、開庁時間短縮後にあたる9時から16時30分の来庁者数は、全体の9割近くを占めており、皆さまに事前に周知することで、住民サービスへの影響を最小限に抑えられるものと考えています。今後は証明書のコンビニ交付等の普及や、デジタル化を推進し、住民の皆さまの利便性を高める取り組みを行っていきます。

Q3：開庁時間外に手続きは出来ないの？

A3：開庁時間外には、次の窓口を開設しています。

【延長窓口】 当面の間、毎週水曜日はこれまでどおり19時まで窓口時間を延長しています。(転入・転出などの住民異動、婚姻・出生・死亡などの戸籍届、税金の支払い、税証明の交付、児童・福祉関係の手続き等)

※なお、年度末・年度初めにおける延長窓口も、水曜日だけの開設となりますのでご注意ください。